

## もんじゅに関する地元関係者及び事業者との意見交換

1. 日時 平成30年6月30日（土）14：00～16：00
2. 場所 福井県敦賀原子力防災センター
3. 議題
  - （1）現場視察を踏まえた事業者との意見交換
  - （2）地元関係者との意見交換
4. 配布資料
  - （1）出席者一覧
  - （2）座席表
  - （3）委員による現場視察及び地元関係者との意見交換について（平成29年11月15日原子力規制委員会資料）

## 出席者一覧（敬称略）

### <原子力規制委員会>

ふけた とよし  
更田 豊志 委員長  
やまなか しんすけ  
山中 伸介 委員

### <地元関係者>

いずみ あきら  
和泉 明 敦賀市 市議会議長  
べつしょ おさむ  
別所 治 敦賀市 市議会原子力発電所特別委員会委員長  
やまぐち じ たらう  
山口 治太郎 美浜町 町長  
さきもと りょうえい  
崎元 良栄 美浜町 町議会議長  
いわくら みつひろ  
岩倉 光弘 南越前町 町長  
いのうえ としはる  
井上 利治 南越前町 町議会議長  
もりした ゆたか  
森下 裕 若狭町 町長  
つじおか まさかず  
辻岡 正和 若狭町 町議会副議長  
まつざき こうじ  
松崎 晃治 小浜市 市長  
したなか まさゆき  
下中 雅之 小浜市 市議会議長  
の けんいち  
野 賢一 越前町 副町長  
きたじま ただゆき  
北島 忠幸 越前町 町議会議長  
とね たかのり  
刀禰 孝則 越前市 総務部危機管理幹  
まつの かつき  
松野 克樹 滋賀県 防災危機管理監  
まえがわ まこと  
前川 誠 滋賀県 原子力防災室長  
まつみや よしあき  
松宮 喜明 長浜市 防災危機管理局副局長  
しみず とよひこ  
清水 豊彦 高島市 危機管理監  
にしがき いさあき  
西垣 功朗 岐阜県 危機管理部長  
い さ じ すなお  
伊左治 直 揖斐川町 副町長  
まつなみ よしかず  
松波 好和 揖斐川町 総務部長兼危機管理監

### <日本原子力研究開発機構>

たぐち やすし  
田口 康 副理事長  
あ べ ともゆき  
安部 智之 高速増殖炉もんじゅ所長

# 座席表

前川  
滋賀県原子力防災室長

北島  
越前町議会議長

下中  
小浜市議会議長

井上  
南越前町議会議長

辻岡  
若狭町議会副議長

崎元  
美浜町議会議長

別所  
敦賀市議会原子力発電所  
特別委員会委員長

松野  
滋賀県  
防災危機管理監

刀禰  
越前市総務部  
危機管理幹

野  
越前町副町長

松崎  
小浜市長

岩倉  
南越前町長

森下  
若狭町長

山口  
美浜町長

和泉  
敦賀市議会議長

松宮  
長浜市  
防災危機管理局  
副局長

清水  
高島市  
危機管理監

西垣  
岐阜県  
危機管理部長

伊左治  
揖斐川町  
副町長

田口  
JAEA  
副理事長

安部  
高速増殖炉  
もんじゅ所長

松波  
揖斐川町総務部長  
兼危機管理監

カメラ

更田  
委員長

山中  
委員

西村  
総括調整官

加藤  
所長

河村企画官

長谷川調整官

関室長

田口企画官

## 委員による現場視察及び地元関係者との意見交換について

平成 29 年 11 月 15 日  
原子力規制委員会

平成 29 年 11 月 1 日の第 47 回原子力規制委員会における議論（原子力規制委員会 5 年間の振り返りについて）を踏まえ、今後、以下の要領により、委員による原子力施設の視察及び地元関係者との意見交換を行うこととする。

### 1. 基本方針

今後の継続的な取り組みとして、委員は手分けして国内の原子力施設を訪問し、現場の状況を把握する。併せて、現地のオフサイトセンターにおいて、当該原子力施設に関する規制上の諸問題について、被規制者に加えて希望のある地元関係者を交えた意見交換を行う。

### 2. 対象施設

新規規制基準適合性に関する許可を受けた原子力発電施設を中心とする。

### 3. 意見交換の形式

- ① 現地のオフサイトセンターにおいて、「施設の状況等に関する委員と被規制者との議論」及び「地元関係者を交えての意見交換」を行う。
- ② 地元関係者としては、UPZ 圏内の道府県及び市町村を代表する者及びその者が選んだ追加 1 名までの参加を募ることとする。

### 4. 公開方針

オフサイトセンターにおける意見交換については、資料、議事録、動画を会議終了後に公開する。また、報道機関による傍聴を可能とする。

### 5. 他の活動との関係

本取り組みの導入に合わせ、別途東京で月 1 回の頻度で実施している経営責任者との意見交換の頻度を見直すとともに、被規制者の経営責任者が現地意見交換等に参加する場合、東京での意見交換を省略するものとする。